

# 奥多摩町への来町を予定されている皆様へ ～「まん延防止等重点措置」期間中に伴い 引き続き、不要不急の外出自粛のお願い～

現在、東京都は「まん延防止等重点措置」期間中であり、都内はもちろん、首都圏内の各県（千葉・埼玉・神奈川）においても重点措置として、『不要不急の外出自粛』の要請がなされております。

一方、奥多摩町は、東京都の「まん延防止等重点措置」の対象区域外ではありますが、対象区域と同様に、飲食店においては下記の要請（対象区域との相違点は下線部のみ）がなされております。

## 【飲食店への主な要請内容（対象区域外／檜原村・奥多摩町の場合）】

- (1) 営業時間の短縮要請（午前5時～午後9時）
  - (2) 酒類提供の原則停止要請＊下記条件を全て満たした場合提供可  
ただし、国の定める「基本4項目【※1】」を遵守している飲食店に限り、「3条件【※2】」を付して酒類提供・持込可、なお、カラオケ設備は利用自粛
    - 【※1】①アクリル板等設置または座席間隔確保
    - ②手指消毒の徹底
    - ③マスク会食（食事中以外のマスク着用）推奨
    - ④換気の徹底⇨都の感染拡大防止ガイドライン遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示し、「コロナ対策リーダー」登録・研修終了
  - 【※2】①同一グループ入店2名以内
  - ②酒類提供午前11時～午後8時
  - ③利用者滞在時間90分以内
- ⇨上記①・③は新たな条件

- 来町目的が不要不急でないか、ぜひ再考してください。
- 万一、来町時に事故等に遭われ治療が必要となれば、救急搬送・医療提供体制の逼迫につながりかねません。
  - ➔ 町では毎週末土日に新型コロナウイルスワクチン接種を実施しており、万一の副反応に備え、医療機関や消防署に万全の体制を整えていただいております。そのような中、来町者による山岳救助・交通事故が発生した場合、その体制に影響を及ぼしかねないことに、ご理解をお願いします。

一人ひとりの行動が、多くの方の命を救う行動にもつながります。そして、この感染症が一日も早く収束し、以前の行楽シーズンのように、再び多くの観光客の皆様を、自然豊かな奥多摩にお迎えできるよう、皆様のご理解並びにご協力をお願いします。

令和3年6月21日

奥多摩町長 師岡 伸公